

令和7年度

板橋区立常盤台小学校

危機管理 マニュアル

【震災編】

本資料は、学校保健法 29 条に基づき、常盤台小学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災時のみ抜粋したものとなります。板橋区立小学校では、子どもたちが、在校時において、震度 5 弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子どもたちが安心・安全確保につなげていくことを目標としています。

1 災害発生時に取るべき教師と児童の基本的行動

(1) ねらい

児童の安全確保を第一とする。

そのためには、教師は事前指導において、災害時に予想される危険や避難の仕方を児童に徹底させ、安全な行動ができる実践力を養い、自分や他人の生命を安全に保つ習慣を身に付けさせておかなければならない。

また、環境や施設を災害に備えて整備しておくとともに、いざという時には、正確に状況を判断し、沈着機敏な態度で臨機応変の処置をとることができるよう、常に心掛けておくことが必要である。

(2) 訓練時の原則

- ① 「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」の「おかしも」を普段から合い言葉のように習慣化しておく。
- ② 物を持たせない。
- ③ 途中から教室や校舎内に引き返させない。
- ④ 避難場所では、腰を降ろさせて静かに指示を聞かせる。教師は児童を取り囲むよう位置して落ち着かせる。
- ⑤ 担任は、集合場所で児童の人数・異常の有無を確認し、学年主任に報告する。主任は、それを受けて本部に報告する。
- ⑥ 避難時に携帯するもの
教師：出席簿、ヘルメット、
児童：防災ずきん、口にハンカチ（火災時）
- ⑦ 専科の授業中は専科担任が避難場所まで避難させ、担任に引き継ぐ。
- ⑧ 不審者対応の場合は、「教室待機 教室待機 教室待機 ○○は、通れません。」を合図に、扉側に机を用いて、バリケートを作り、教室に鍵をかける。

(3) 避難場所

通常避難場所	常盤台小学校校庭
第2次避難場所	常盤台公園
第3次避難場所 (広域避難場所)	城北中央公園



2 校内避難経路

(1) 避難経路

使用階段	第1非常階段	第1階段	第2階段	第2非常階段
2階	理科室	学習室2、体育館	2-1、2-2、2-3	図書室
3階	家庭科室、5-1、5-2	学習室、4年	3-1、3-2	3-3
4階	プール	5-3	6-1、6-2	6-3、トッキー、音楽室
通常の階段が 利用不可の場合	第1階段へ	第2階段へ	第2非常階段へ	第2階段へ

※1階は最寄りの昇降口から校庭へ。

(2) 校内図

- ・災害の状況に応じて、一番近いところより避難する。
- ・火災の場合は、出火場所を確認し、遠い経路から避難する。

3 災害発生時の 引き渡しマニュアル

(1) 教室で人員確認し、校内
電話で本部に報告する。

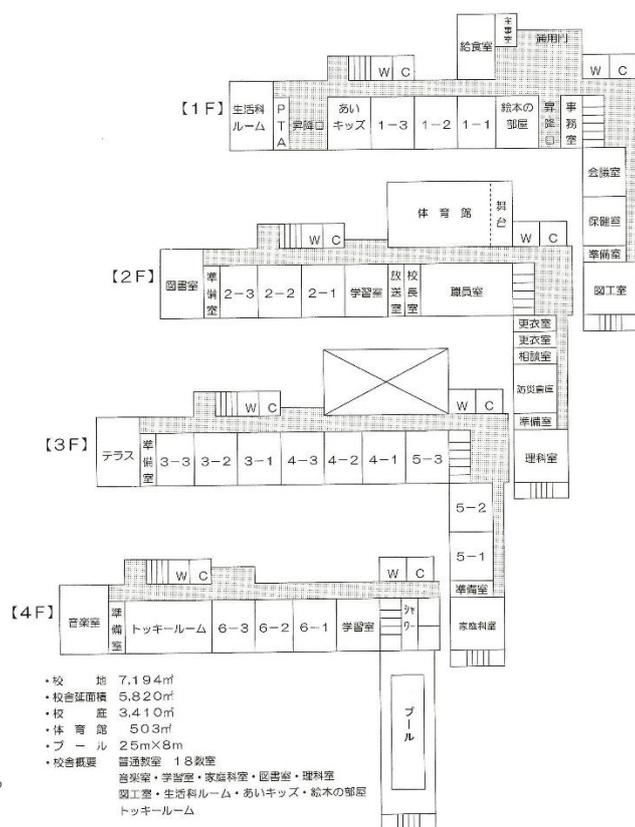
(2) 人数の確認が取れ次第、
校内放送で引き渡し方法
などを説明する。

(3) 引き渡し名簿の準備

学年主任等が職員室の（金庫）より、学年配る。
状況に応じて職員室の指示により、学級に配布。

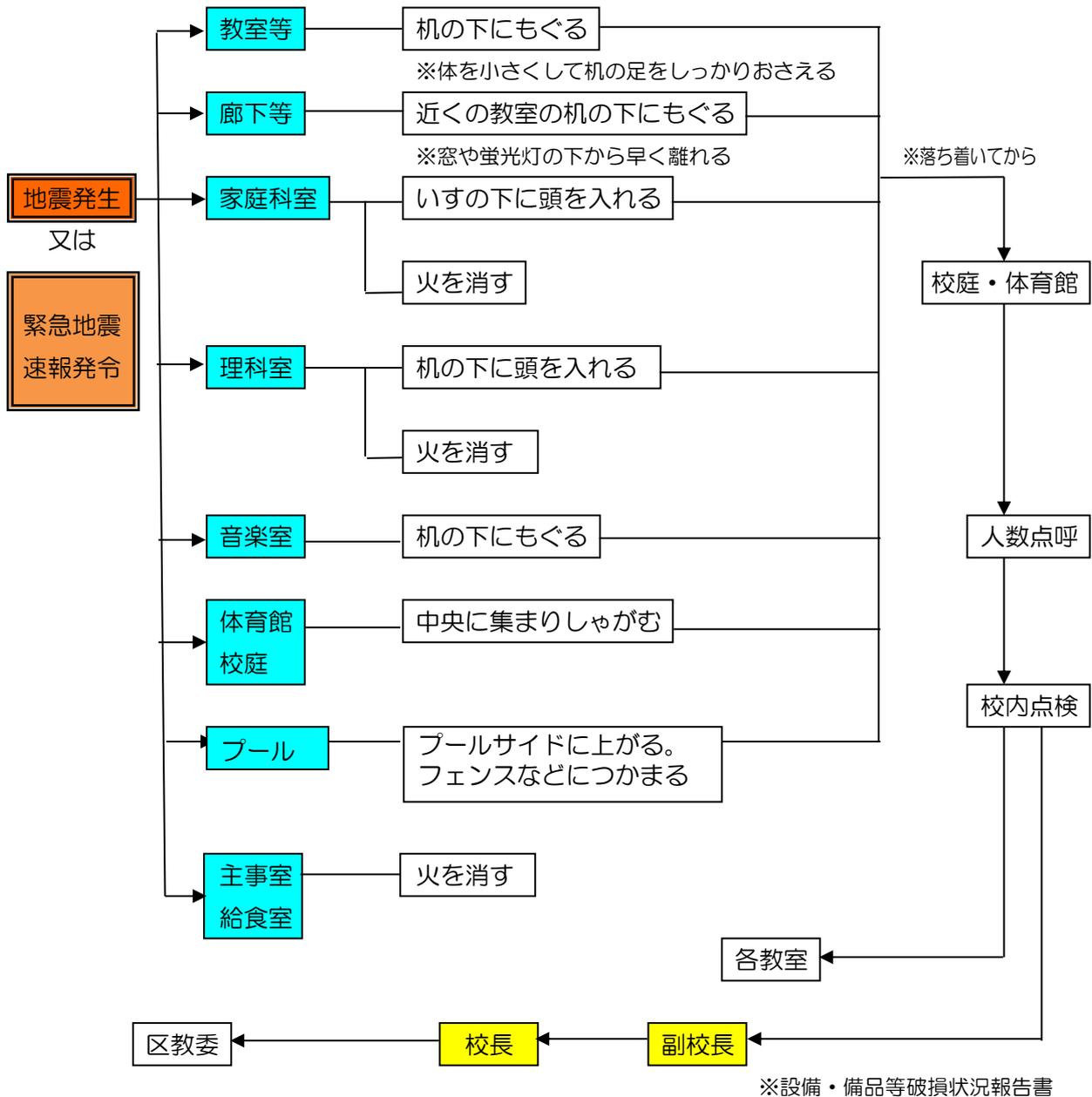
(4) 引き渡し

- ① 保護者は各クラス前の廊下に1列で並ぶ
(複数の児童が在籍している場合は、上の学年の児童から引き取る)。
- ② 保護者と児童を引き合わせ、引取人名簿に記載されている相手に引き渡す。(担任は児童に「この人は誰ですか」と聞き確認する)
- ③ 保護者が引き取りに来られない場合は、学校で看護を続ける。



4 地震発生時、緊急地震速報発令時の対応マニュアル

(1) 授業中・休み時間



- ① 火を使っている所は、すぐ火を消す。
- ② ドアを開放し、出口を確保する。
- ③ 「落ちてこない」「倒れてこない」所へ避難し、ダンゴ虫の形をとる。
- ④ 地震が落ち着いたら、放送の指示に基づいて第1次避難を行う。
- ⑤ 避難後
 - ① 人数を確認し副校長に報告する。
 - ② 校舎内を点検し、安全であれば教室に誘導する。
 - ③ 危険箇所や破損箇所は、副校長に報告する。

(2) 登下校中

- ① 「落ちてこない」「倒れてこない」場所に身を寄せる。
- ② 揺れがおさまったら、学校または自宅の近い方に行く。
自宅に戻っても家の中に入れない場合は、学校に行く。

(3) 校外学習中

- ① 「落ちてこない」「倒れてこない」場所に身を寄せる。
- ② 最寄りの避難場所など安全な場所に避難誘導する。
- ③ 児童・生徒の不安の緩和に努める。
- ④ 負傷者が発生した場合には、応急救護にあたるとともに、必要に応じて地元の消防署に通報し、医療機関への搬送を行う。
- ⑤ 建物の倒壊等により児童生徒・教職員等が生き埋めになった場合には、地元の消防署、消防団等に救出依頼する。
- ⑥ 学校に連絡し状況を報告する。

5 巨大地震対応計画

(1) 関連情報発令時

- ① 観測情報 平常体制
- ② 注意情報

学校としてのもの	区の施設としてのもの
<p>(1) 「東海地震注意情報」等の伝達</p> <p>① 来校者、児童・生徒、教職員に対して、「東海地震注意情報」等の内容を非常放送、校内放送等により伝達する。</p> <p>② 冷静な行動、とるべき措置について周知する。</p> <p>(2) 児童・生徒等に対する措置</p> <p>① 在校時は、原則として授業を打ち切り、教職員の指導のもと、下校準備をさせる。</p> <p>② 学校、地域、児童・生徒の実態に応じ、状況によって学校において引取人名簿に基づき引き渡す。</p> <p>③ 留守家庭等の児童生徒については、学校で保護する。</p> <p>④ 区外等遠隔地からの通学者については、学校で保護する。</p> <p>⑤ 通学中又は在宅中に「東海地震注意情報」が発せられた場合は、休校とする。なお、登下校時にあっては、帰宅する等の措置を講じる。</p> <p>(3) 当面の措置等の決定と教育委員会指導室への報告</p> <p>「東海地震に関連する情報」を受けて、学校が臨時休校措置等の対応を行った段階で、教育委員会指導室（指示がなくても自動的に）に報告する。</p> <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校に保護している児童・生徒の状況（人数） ・ その他 	<p>ア 来校者等への安全確保措置 避難器具（救助袋、梯子、緩降機等）の点検</p> <p>イ 通信・放送設備の点検 1 防災用行政無線等通信手段の点検・確認 2 放送設備、携帯ハンドマイク等の点検・確認</p> <p>ウ 機械設備、電気設備の確認 使用する機械設備、電気設備の確認</p> <p>エ 設備、備品等の転倒及び落下防止等確認 1 窓ガラス等の飛散及び落下防止確認 2 ロッカー、書庫、書棚等の転倒防止確認 3 諸物品等の落下防止確認</p> <p>オ 出火防止措置 1 ガス器具及び火気使用場所の点検、確認 2 消化用水の確認</p> <p>カ 危険物の安全等確保 1 流出、発火、爆発のおそれのある危険物等の安全確認 2 貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスの保管場所、転倒防止、漏えい防止確認 3 緊急遮断装置など安全装置類の確認</p> <p>キ 緊急貯水 1 受水槽への緊急貯水 2 飲料水の貯水</p> <p>ク 消防用設備等の点検・確認 防火戸、火災報知設備、消火栓設備、消火器、スプリンクラー等の点検・確認</p> <p>ケ 非常電源の点検・確認 自家発電設備、可搬式発電機、電池等の点検・確認</p> <p>コ その他 1 施設、設備固有の特性、機能について必要な点検</p>

	<p>2 緊急車両、救援物資輸送車両等の駐車場の確認</p> <p>3 応急活動用資器材等の確認</p> <p>4 応急活動体制の準備</p> <p>5 震災時避難場所の点検</p>
--	---

③ 予知情報→警戒宣言発令

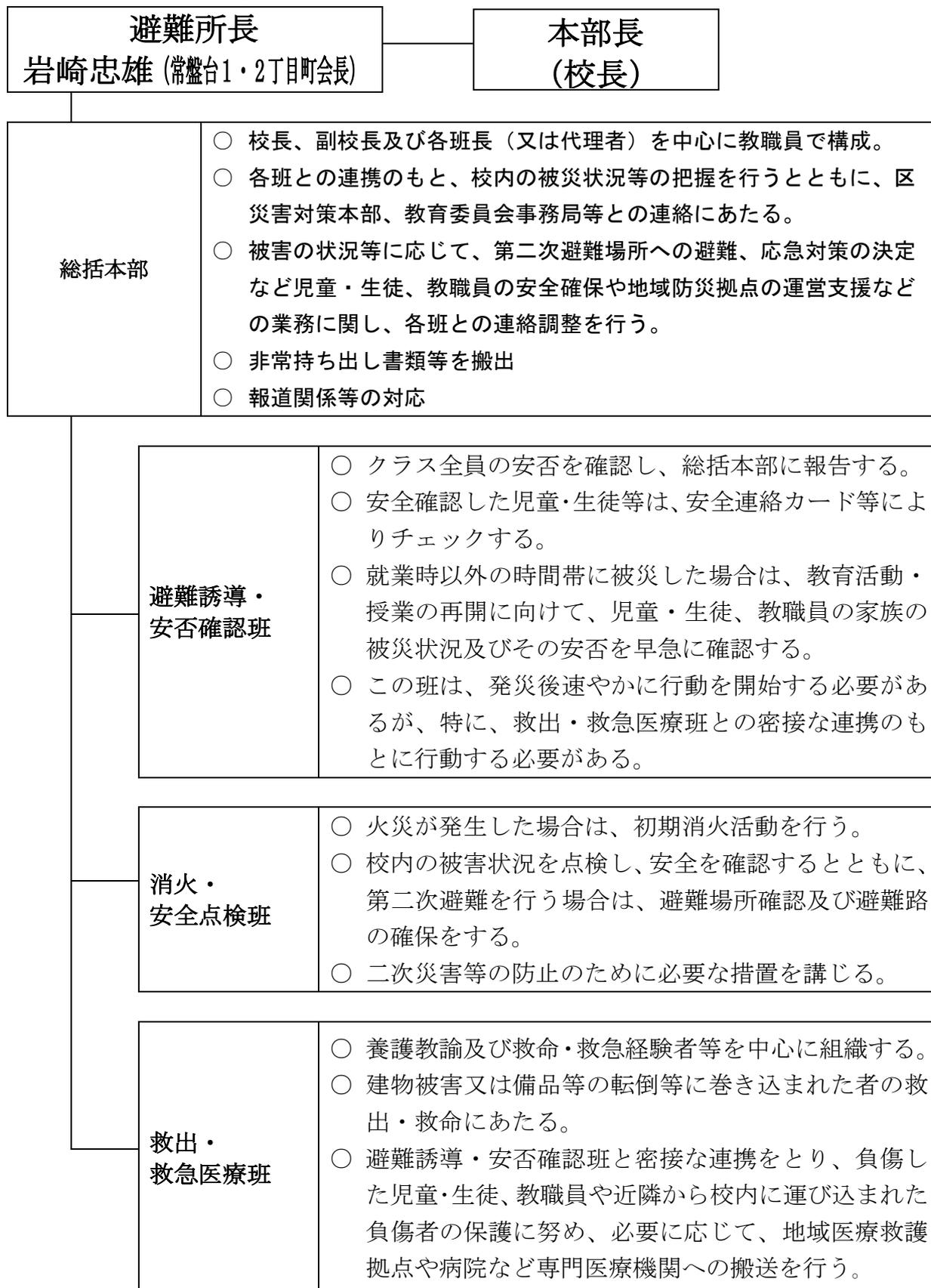
学校としてのもの	
(1) 「東海地震警戒宣言」等の伝達	
① 来校者、児童・生徒、教職員に対して、「警戒宣言」「地震予知情報」等の内容を非常放送、校内放送等により伝達する。	
② 冷静な行動、とるべき措置について周知する。	
(2) 児童・生徒等に対する措置	
① 在校時は、原則として授業を打ち切り、学校において直接保護者に引き渡す。	
② 通学中又は在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、休校とする。なお、登下校時にあっては、帰宅する等の措置を講じる。	
※留守家庭等の児童・生徒については、学校で保護する。(事前確認が必要)	
③ 校外活動時	
(ア) 宿泊を伴う校外活動時(修学旅行、榛名・日光移動教室等)の場合は、強化地域内外を問わず、所在地の警戒本部または災害対策本部の指示に従い、速やかに学校に連絡する。校長は、情報を保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会指導室に報告し、現地の責任者に適切な指示を与える。	
(イ) 宿泊を伴わない校外活動時(日帰り遠足、社会科見学等)の場合は、所在地の官公署等から連絡を取り、速やかに学校に連絡し、原則として即時帰校する。帰校後児童・生徒等の措置は在校時と同様にする。ただし、交通機関の通行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの学校等安全な場所に避難するなど適宜措置をとる。この場合は、速やかに学校に連絡する。校長は、保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会指導室に報告する。行き先が強化地域内の場合は、所在地の警戒本部の指示に従う。また、速やかに学校に連絡し、校長は保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会指導室に報告し、現地の責任者に適切な指示を与える。	
④ 「東海地震に関連する情報」を受けて、学校が臨時休校措置等を決定した段階で、指示がなくても教育委員会指導室へ報告する。	

(「区の施設としてのもの」については、全校「注意情報」の場合に同じ。)

(2) 地震発生時

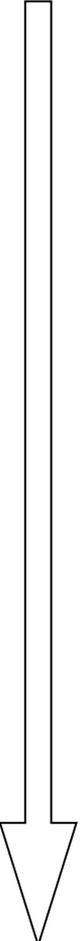
① 学校災害対策本部の設置

次のように学校災害対策本部を設置し、初期対応を行う。



② 学校災害対策本部の動き

学校災害対策本部は次のような時系列で初期対応を行う。

段階	班	各班の事務分掌と主な動き等
地震発生 	総括本部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策の総括指揮 ○各班との連絡調整 ○非常持ち出し品を搬出 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の敷地図、ラジオ、ハンドマイク、緊急活動の日誌、 ・トランシーバー、携帯電話 ○区災害対策本部、教育委員会事務局等との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・第1次報告「地震発生時における被害状況等の報告」様式—4
	避難誘導・安否確認班	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の安全確保、避難誘導、人員確認、 ○児童・生徒、教職員の安否確認 ○行方不明者の搜索 ○保護者への児童生徒の引き渡し ○保護者の迎えがない児童・生徒の保護 <ul style="list-style-type: none"> ・行方不明の児童・生徒、教職員を総括本部に報告 ・児童・生徒の引渡場所を指定 ・保護者や後見人が到着次第、身元確認・引き渡し、 ・クラスの出席簿、児童生徒引き渡しカード ・集合場所のクラス配置図
	消化・安全点検班	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消化活動 ○校舎施設設備の安全点検、危険物除去 ○被害状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の構造的被害の程度を調査し、連絡する。 ・消火器、ヘルメット、手袋、道具セット ・公共設備や建物、敷地損害調査リスト
	救出・救急医療班	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の救出 ○負傷者の応急手当、病院への搬送 <ul style="list-style-type: none"> ・職員2人1組のチームで、特定の区域の負傷者の救出・救命 ・各教室、体育館、トイレ等のチェック ・医療援助が必要か判断 ・ヘルメット、丈夫な靴、のこぎり、革手袋、防塵マスク、 ・トランシーバー、担架、毛布、かなてこ
保護者への引渡し	住民対応・避難場所支援班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難住民の誘導 ○避難場所開設の支援 ○避難住民のうちの負傷者の応急手当

引渡し後  3日目	住民対応・ 避難場所 支援班 教育再開 のための 準備活動	○避難住民のうちの負傷者の応急手当 ○避難所の教室配当 ○学校施設設備の安全点検 ○児童・生徒の安否確認、名簿作成 ○問い合わせ、外来者との対応
	4日目 以降	教育再開 のための 準備活動
7日目 以降	学校再開 準備班	○避難住民や地域住民への学校情報の伝達 ○学校再開について避難住民や地域住民との協議・説明 ○学校再開にあたっての避難場所スペースの調整 ○区教委へ報告 ・第2次報告「 大震災による被害状況詳細報告 」様式— 5 （大震災後7日以内） ・第3次報告「 学校教育活動再開見通し報告 」様式— 6

(参考) 学校防災連絡会における役割

区分	主な役割
地域住民	地域防災拠点の管理、情報の受伝達、救護、食料等物資の配付、避難場所での相互扶助など
行政	地域防災拠点の指定、避難場所の安全性の確保、食料等物資の確保、医療救護、情報の受伝達、市民生活の自立支援など
学校	児童・生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開など

7 (資料) 提出物・報告書類

日ごろからの大規模地震への備え【チェックリスト】

学校における防災体制について

(1) 年間指導計画に基づき、計画的に防災教育が位置付けられているか。	
(2) より実践的な防災訓練を計画的に実施しているか。	
(3) 地域防災拠点の防災訓練へ教職員、児童・生徒の参加が計画されているか。	
(4) 「東海地震に関する情報」(東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報) や警戒宣言の意味するところを理解し、情報が発表された時の学校の対応について、教職員の間で共通理解を図り、その内容を保護者に伝えているか。	
(5) 地震発生時の学校の対応について、教職員の間で共通理解を図り、その内容を保護者に伝えているか。	
(6) 夜間、休日における連絡体制を確立しているか。	
(7) 地震発生時における教職員の動員体制や役割分担が明確にされ、全員が理解しているか。	
(8) 連絡調整者を決め、連絡調整者はその役割を認識しているか。	
(9) 教職員が、校内の避難経路、児童・生徒の避難集合場所を理解しているか。	
(10) 校内にある「放課後開放事業あいキッズ」「学童保育」など他の施設との連携を図っているか。	
(11) 非常持出しする重要書類を把握するとともに、持ち出す役割の者を定めているか。	
(12) プールに水を貯めた状態にしているか。	
(13) 地域安全マップの作成など地域の実状を把握しているか。	

学校施設・設備の安全点検リスト

提出先 教育委員会指導室 (FAX 03-3579-2649)

〈震災発生前〉 災害予防のための施設点検		
1 物品の転倒防止点検		
	(1) 職員室・教室・廊下などの什器類の整理及び転倒防止	
	天井から吊り下げた空調機や照明器具の固定の有無	
	放送設備 (スピーカー、モニターテレビ、ビデオプロジェクター) はきちり固定されているか。	
	大型可動式書架にストッパーがあるか。	
	収納戸棚、重ね書庫は固定しているか。	
	黒板、掲示板、掛け時計、照明器具は固定しているか。	
	下駄箱、ロッカーは固定しているか。	
	厨房機器類は固定しているか。	
	その他 ()	
	(2) 理科室の地震対策の点検	
	実験器具の収納戸棚や薬品戸棚等の転倒・移動防止措置をしているか。	
	薬品容器の転倒・落下防止措置はしているか。	
	所要の火災防止措置はしているか。	
	危険薬品を適切に保管しているか。	
	その他 ()	
(3) 図書室の書架等の点検		
書架を固定しているか。		
書架と書架を連結するなど転倒防止措置をしているか。		
可動式書架にストッパーがあるか。		
2 避難経路の点検		
	非常階段の点検	
	校舎棟からの非常出入口の点検	
	職員室・特別教室からの出入口確保	
	避難場所への経路の確保	
	特別支援学級の避難方法の確認と避難用具・避難経路の確保	

3 落下危険物の点検		
	外壁の点検	
	ガラスの点検	
	屋根の点検	
	屋上や庇上の水槽の点検	
	アンテナ・避雷針の点検	
	空気調整屋外機器等の点検	
4 防災施設の点検		
	出火防止	
	ガス器具の耐震緊急遮断機の有無	
	石油ストーブの耐震安全装置設置の有無	
	ボイラーの耐震安全装置設置の有無	
	消防設備の定期点検等により改善指摘のあった事項で、未改善部分の有無	
	危険物点検	
	薬品の保管方法の安全性点検	
	灯油・ガソリン類の適切な保管	
	ガスボンベの保管方法・転倒防止策の実施	
5 倒壊危険物の点検		
	門の点検	
	囲障の点検	
	擁壁の点検	
	屋外電気設備の点検	
	自転車置き場の点検	

F A X 送信書

東海地震注意情報・予知情報・警戒宣言への対応状況報告書
提出先 教育委員会指導室 (FAX 03-3579-2649)

板橋区立	学校	記入者氏名
年	月	日
	午前・午後	時
		分現在

対策本部設置状況			設置済 ・ 未設置		
児童生徒等の状況 ※その他は、欠席等で学校の管理下でない児童・生徒等の数	学年	在籍	保護	下校	その他
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	合計				
保護した児童・生徒等の状況（具体的理由等）					
学校と地域・住民等との状況（避難者対応等）					

F A X 送 信 書

教育委員会指導室 (FAX 03-3579-2649)

地震発生時における被害状況等の報告

報告日 平成 年 月 日

午前・午後 時 分現在

区名	板 橋 区		学校名	板橋区立 学校
			校長名	
在籍児童・生徒数	名	欠席児童・生徒数	名	
在籍教職員数 (臨任・非常勤を含む)	名	/		

被害の有無 あり・なし (被害ありの場合は、下記の欄に記入する)									
被害状況		教職員	児童・生徒	被害施設状況		校舎	体育館	校庭	
	死亡者				小破				
	重傷者数				中破				
	軽傷者数				大破				

(施設被害状況に○を表示)

大震災による被害状況詳細報告FAX送信書

提出先 教育委員会指導室 (FAX 03-3579-2649) 「大震災発生後7日以内に報告」

板橋区立	学校	記入者氏名
年	月	日 () 午前・午後
	時	分現在

児童・生徒、教職員の被災状況

	在籍数	被害なし	死者	行方不明	重症	軽症	負傷程度不明
児童生徒							
教職員							

特記事項 (死亡者名等)

児童・生徒の保護者への引き渡し状況

保護者に引き渡しが済んでいる児童・生徒	名
学校で保護している児童生徒	名
その他	名

臨時休校の決定

未・済	期間	年	月 ()	～	年	日 ()
-----	----	---	-------	---	---	-------

建物の大きな被害状況 (建物名、被害箇所、被害程度 (全壊、半壊、一部破損等))

建物名	被害状況 (簡潔に)

ライフラインの被害状況

電気	使用 可・不可	被害状況 ()
ガス	使用 可・不可	被害状況 ()
水道	使用 可・不可	被害状況 ()
電話	使用 可・不可	被害状況 ()
防災無線	使用 可・不可	被害状況 ()

プールの被害状況

プールの水漏れ	有・無	避難者数 (地域防災拠点)
トイレの使用の可否		世帯数
すべて使用可能		人数
一部使用可能 () 箇所)		世帯
使用不可能		名

連絡事項 (被害の概要、火災の有無)

学校教育活動再開見通し報告 F A X 送信書

提出先 教育委員会指導室（03-3579-2649）

板橋区	学校	記入者職・氏名			
年	月	日	午前・午後	時	分現在
仮登校日	月	日	午前・午後	時	分

登校可能な児童生徒の人数											
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計	在籍全児童・生徒数
人数											名
勤務可能な教職員の人数											
	校長	副校長	教員	養護	栄養	給食	事務	技能	その他	計	在籍全教職員数
人数											名
不足する教科書の状況											
学年	教科		冊数	学年	教科		冊数				
不足する学用品の状況											
学用品名			数量	備考							
不足する教材・教具の状況											
教材・教具名			数量	被害状況・復旧見込み等							
その他連絡事項（転校希望者数など）											

令和7年4月9日

保護者の皆様

板橋区立常盤台小学校
校長 齋藤一裕

緊急時引取人名簿作成のお願い

板橋区では、平成23年3月11日の東日本大震災をふまえ「震度5弱以上の地震が発生した場合、全公立小・中学校は家庭への引き渡しをする」こととなっております。

本校では、昨年度より引渡の際に、「緊急時引取人名簿」にて引渡を実施することといたしました。つきましては、今年度分を記入してご提出いただきたいと思います。昨年度同様に、災害時の緊急レベルをA、Bに分けて想定して、ご記入下さい。

ついては、下記の要領で「緊急時引取人名簿」を作成していただきます。裏面の記入例をご覧ください。4月15日(月)までにご提出くださるようお願いいたします。お忙しいこととは存じますが、ご協力の程、お願いいたします。

記

1 災害等の緊急度による児童の引き渡し方法

緊急レベル	災害等の状況(想定)	趣旨、引き渡し方法	引き渡せる方
A	・地震等大規模災害発生(震度5弱以上) ・校内での緊急事態発生 ・地震警戒宣言発令(政府発表)	・安全で <u>家庭への確実な</u> 引き渡し ・災害発生、警戒宣言発令時は、状況確認や報道機関等の情報により自主判断(可能な場合は、メール併用)	・保護者 ・1週間以上保育が可能な方
B	・凶悪犯罪等発生(近隣) ・天候の急変(台風・大雪・豪雨等)	・安全で <u>一時的に保護できる方への</u> 迅速な引き渡し ・周知方法は、原則として学校からのメール	・保護者 ・短期間なら保育の可能な方

2 記入上の注意

(1) 4月現在の内容を記入する

①家族で、引き渡し者を確認をし、お子さんにも、緊急時の引き渡しに「誰か来るのか。」をお話してください。

②必ず、記入した内容を控えておいてください。

③記入事項に変更があった場合は、速やかに連絡帳にてお知らせください。

(2) 保護者以外の方を記入する場合

必ずお子さんの「学年・学級」「レベルABの違いと依頼のレベル」を伝えた上で、承諾を得てください。緊急時に混話が起きないようにお願いします。また、次のことをお伝えください。

3 引取時の確認事項

①原則として第一昇降口から入り、お子さんの教室で行う。

②兄弟関係については、上のお子さんから行う。

③原則が変更となる場合や連絡事項は、第一昇降口か正門前に掲示するので、必ず確認する。

(例)・残留児童数が減ってきた時。

・所定の場所での引き渡しが困難な時

・校外へ避難している時

④校舎内見取り図は、第一昇降口内に掲示してあるので参考とする。

緊急時引取人名簿

年 組 番 児童名	自宅住所・電話番号 ()
保護者名①	緊急連絡先①
保護者名	緊急連絡先②
公共交通手段が使えないときの学校までのおよその所要時間 (時間 分)	
本校での兄弟関係	年 組
	年 組
	年 組

【緊急レベル A】 ・1週間以上保育が可能な方 *該当者がいない場合空欄可
・保護者を除く

	引取人氏名	関係	住 所	電話番号
①				
②				
③				

【緊急レベル B】 ・短期間なら保育の可能な方
・保護者を除く

	引取人氏名	関係	住 所	電話番号
①				
②				
③				

上記の引取人に、児童の学年・学級名を知らせた上で、非常時の引き取りについて承諾を得ました。

保護者名

印

